



非上場株式の譲渡価額～少数株主が取得する場合

—みなし譲渡課税を全部取消し・納税者勝訴—

非上場株式の譲渡における適正な譲渡価額については、実務上、その判断に苦慮することが多いのではないのでしょうか。同族会社のオーナーが関連会社に譲渡した非上場株式の時価について争われ、2億円にも及ぶみなし譲渡課税が取り消された事例をご紹介します（平成13年9月25日大分地裁・Z888-0550）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

亡甲野太郎は、自己がオーナーであるT会社の本件株式を、①平成4年1月28日12,000株、②同年10月6日5,000株、また妻の亡乙山花子は、③平成5年4月6日2,300株を、M社に1株当たり2,500円で売り渡しました。被告Y税務署長は、本件株式の価額について、類似業種比準方式に基づいてその時価を算定すべきであるとして、1株当たり①は14,742円、②は11,357円、③については8,885円を適正時価と認定し、各取引は時価の二分の一に満たない価額での取引であったとして所得税法第59条を適用する更正処分を行いました。更正処分に係る亡甲野太郎の平成4年分の株式等の総所得金額は2億3708万7548円、亡乙山花子の平成5年分の総所得金額は1971万1098円であり、2億円にも及ぶ金額のみなし譲渡課税が行われました。

亡乙山花子の訴訟承継人である原告は、本件株式の譲渡価額は、2年余り前の、M社がT社の元役員からT社株式を買い取った売買事例に基づき合意されたものであり、本件売買事例は第三者間の取引と認められること、また亡甲野太郎らがM社に対し、本件株式を時価より2億円余りも低額で譲渡して経済的利益を供与する理由はないと主張し、一方、被告Y税務署長は、本件売買事例は通常の第三者間取引とは認められず、また参考とすべき売買事例は法基通9-1-14(1)に規定する「事業年度終了の日前6か月間」のものとして解すべきであると主張し、本件株式の時価は、類似業種比準方式により算定されるべきであると主張しました。

裁判所は、M社が本件株式を取得することにはいわゆる従業員持株制度的な側面が考えられるのであり、甲野一族のM社の持分割合等からみて、M社は甲野一族の支配権が及ぶ会社ではないと認定し、本件取引を時価より低額で行う事情があったとは認められないとして、下記の理由により被告の時価算定方式には合理性がないと判示し、更正処分等を取り消しました。

- ①本件売買事例は2年余り前になされたものであるが、本件会社のような同族会社においては、そもそも株式の取引事例が乏しいのが通常であり、上場株式のように価格が小刻みに大きく変動することもないから、この程度の時間的間隔をもって直ちに時価算定の参考にならないということとはできない。
- ②同族株主のいる会社における非同族株主で少数株主となる者（M社）が譲受人となる場合には、その者は、会社の支配権を有するわけではなく、ただ配当期待権を有するのみであるから、当該株式の時価の算定に当たっては、むしろ配当状況に着目した配当還元方式によるのが合理的であるといえる。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

国税庁は、平成12年12月22日付けで所基通59-6を新設していますが、非上場株式の譲渡価額をめぐる問題は山積しています。……（税法データベース編集室 正木洋子）

◇以上の裁決について詳細（全文・A4版24枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますのご一報ください。